

- ※1) 但し、保健所の指示を第一優先とする
- ※2) レポートラインに則り、上長から（HDS各部位以外）各社総務部を通じてリスクマネジメント室へ報告
- ※3) 検査費用（公費）以外にその他諸費用（本人負担）が発生する場合あり

I. 当社社員の場合

| ケース | 初期段階 | | | | 受検～結果判明まで | | | | | | | | 結果判明時 | | | | 勤務再開 ※日数は「発症日」または「解熱日および症状消失日」を「0日」としてカウント | | | |
|--|-------------|-------|---|------------|---------------------------|-------|-------|------------------------------------|-------|--------|----|----|-------|-------|------|------|---|------|--|--|
| | 報告 | 出勤可否 | 就業扱い | 休み開始 | 対応 | 報告※2) | 出勤可否 | 就業扱い | 検査種別 | 検査費用負担 | | | | 報告※2) | 検査結果 | 出勤可否 | | 就業扱い | | |
| | | | | | | | | | | 公費※3) | 当社 | 本人 | 取組先 | | | | | | | |
| A ①体調不良 平熱より1℃以上高い 37.5℃以上 その他風邪症状（咳、喉の痛み、息切れ、全身の倦怠感、下痢等） ②特に以下の場合 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある方や、透析を受けている場合。 発熱や風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合や強い症状の場合）。 | 速やかに所属へ報告する | 出勤しない | 各休 有休 連各 ストック有休 休業手当 (平均賃金の60%) から本人が選択 | 症状発生時 | 発症から2日以内に症状が解消した場合 | ○ | 出勤しない | 各休、有休 連各、 ストック有休、 休業手当、病欠 | PCR検査 | ○ | | | | | | | | | 発症後5日経過し、かつ解熱後および症状消失後2日経過 | |
| | | | | | 発症から3日以上症状が継続した場合 | | | | | | | | | | | | | | 発症後8日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 | |
| 本人が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合 | 速やかに所属へ報告する | 出勤しない | ●在宅勤務が可能な場合は、原則在宅勤務 ●在宅勤務が不可能な場合は、公休 | 濃厚接触者判定日 | 保健所指示によるPCR検査 | ○ | 出勤しない | 在宅勤務、公休 | PCR検査 | ○ | | | | | | | | | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合は発症後10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 |
| | | | | | 保健所指示でPCR検査不要 | | | | | | | | | | | | | | | 保健所または医療機関による健康観察の期間経過。 保健所から具体的な指示がない場合、陽性者との最後の接触日（0日とする）から5日間経過。 ●ただし、陽性者との最終接触日から、7日間が経過するまでは、検温等健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を選択すること、マスクを常時着用すること等の感染対策を行うものとする。 |
| | | | | | 「みなし陽性者」とされた場合 | | | | | | | | | | | | | | | 保健所または医療機関による健康観察の期間経過 ※詳細はB（本人が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合）の「陰性」の場合と同様 |
| B' 本人が保健所等により「その他の接触者※」と判定された場合 （※保健所等により「濃厚接触者ではないが接触した可能性がある方」として判定された方） | 速やかに所属へ報告する | 出勤しない | ●在宅勤務が可能な場合は、原則在宅勤務 ●在宅勤務が不可能な場合は、各休、有休連各、ストック有休、休業手当 | その他の接触者判定日 | PCR検査を受検する場合（保健所に相談の上で判断） | ○ | 出勤しない | 在宅勤務、各休、有休、連各、ストック有休、休業手当 | PCR検査 | | | | | | | | | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合 ・症状あり：発症日（0日とする）10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 ・症状なし：検査を行った日（0日とする）から7日経過 | |
| | | | | | PCR検査を受検しない場合 | | | | | | | | | | | | | | 陰性判明の翌日から。但し、保健所の指示を第一優先とする。 陽性者との最終接触日（0日とする）から5日間経過 ●ただし、陽性者との最終接触日から、7日間が経過するまでは、検温等健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を選択すること、マスクを常時着用すること等の感染対策を行うものとする。 ※詳細はB（本人が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合）の「陰性」の場合と同様 | |
| B'' ① 保健所により、同居者（家族等）及び職場における濃厚接触者や感染経路等の積極的疫学調査が行われない場合で、 ①従業員の家内家族等が陽性となった場合 ⇒当該従業員を濃厚接触者に準ずるものとして取扱う | 速やかに所属へ報告する | 出勤しない | ●在宅勤務が可能な場合は、原則在宅勤務 ●在宅勤務が不可能な場合は、公休 | 同居者の陽性判明日 | PCR検査を受検する場合（推奨/本人判断） | ○ | 出勤しない | 在宅勤務、公休 | PCR検査 | | | | | | | | | | 陽性者との最終接触日（0日とする）から5日間経過 ※詳細はB（本人が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合）の「陰性」の場合と同様 | |
| | | | | | PCR検査を受検しない場合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| B'' ② 保健所により、同居者（家族等）及び職場における濃厚接触者や感染経路等の積極的疫学調査が行われない場合で、 ②職場で陽性者が発生した場合は、職場内での濃厚接触者の特定は行わないものとする。 | 速やかに所属へ報告する | | | | | | | | | | | | | | | | | | なお、陽性者の発症2日前以降に陽性者と接触があった方は、接触のあった最後の日から7日間は ・ハイリスク者（基礎疾患を有する方や高齢者等）との接触 ・ハイリスク施設（病院や高齢施設等）への訪問 ・不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベント参加等 感染リスクの高い行動を控えるものとする。 また、陽性者の発症2日前以降に陽性者と接触があった方のうち、万が一感染対策を行わずに飲食を共にした方は、上記の感染リスク高い行動を控えるとともに、自主的なPCR検査の受診を推奨するものとする。 | |

※1) 但し、保健所の指示を第一優先とする
 ※2) レポートラインに則り、上長から（HDS各部以外）各社総務部を通じてリスクマネジメント室へ報告
 ※3) 検査費用（公費）以外にその他諸費用（本人負担）が発生する場合あり

I. 当社社員の場合

| ケース | 初期段階 | | | | | 受検～結果判明まで | | | | | | | | 結果判明時 | | | | 勤務再開 ※日数は「発症日」または「解熱日および症状消失日」を「0日」としてカウント |
|---|-------------|-------|---|--------------|---|-----------|-------|----------------------|---------------|-----------|----|-----------|-----|-------|-------|------------|------|---|
| | 報告 | 出勤可否 | 就業扱い | 休み開始 | 対応 | 報告※2) | 出勤可否 | 就業扱い | 検査種別 | 検査費用負担 | | | | 報告※2) | 検査結果 | 出勤可否 | 就業扱い | |
| | | | | | | | | | | 公費※3) | 当社 | 本人 | 取組先 | | | | | |
| C① 同居者（家族等）が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合で、当該同居家族等が無症状の場合 | | 出勤可能 | | | | | | | | | | | | | | | | ■但し、濃厚接触者と認定された時点では無症状であったのに同居家族等発熱・風邪症状が認められた場合は、C②の『当該同居家族等に症状が認められた場合』に従うものとする。 ●濃厚接触者と認定された同居家族等が、乳幼児で保育園や学校等を休園・休校し、世話のために休業せざるをえない場合には、『小学校等休より子どもの世話等のため休業せざるをえない従業員への就業上の対応について』に則って対応するものとする。 ●同居家族等が濃厚接触者に認定された場合は、感染拡大防止に努めるものとする。 |
| C② 同居者（家族等）が保健所等により濃厚接触者であると判定された場合で、当該同居家族等に発熱・風邪症状が認められた場合 | | 出勤しない | ●在宅勤務が可能な場合は、原則在宅勤務 ●在宅勤務が不可能な場合は、公休 | 同居者の濃厚接触者判定日 | 同居家族のPCR検査結果、陽性が判明 ・社員本人が濃厚接触者と認定された場合 ⇒Bへ ・社員本人が濃厚接触者と認定されなかった場合 | | | | | | | | | | | | | 但し、万が一発熱・風邪症状が認められている濃厚接触者である同居家族等がPCR検査を受検できない場合には、社員本人も濃厚接触者に準ずるものとし、詳細はB（本人が保健所等により濃厚接触者と判定された場合）の「陰性の場合の（陽性者の同居家族等が自宅療養する場合）と同様とする。 陰性判明の翌日から |
| D 特別な顧客宅に訪問する必要がある場合 | 速やかに所属へ報告する | 出勤しない | ●在宅勤務が可能な場合は、原則在宅勤務 ●在宅勤務が不可能な場合は、公休 | 結果判明日は出勤しない | 会社指定医療機関による自主検査 | ○ | 出勤しない | 在宅勤務、公休 | PCR検査 抗原検査 | | ○ | | ○ | 陽性 | 出勤しない | 病欠、各、有、連、入 | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合 ・症状あり：発症日（0日とする）10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 ・症状なし：検査を行った日（0日とする）から7日経過 陰性判明の翌日から。 |
| E① COCOAで陽性登録者と接触の通知があった場合で、①発熱・風邪症状がある場合 | | 出勤しない | 各休、有休、連各、ストック有休、休業手当 | 通知日 | 「症状あり」⇒アプリ指示に従って受診後、PCR検査 | ○ | 出勤しない | 各休、有休、連各、ストック有休、休業手当 | PCR検査 | | ○ | | ○ | 陽性 | 出勤しない | 病欠、各、有、連、入 | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合は発症後10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 発症後8日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過※1) |
| E② COCOAで陽性登録者と接触の通知があった場合で、②発熱・風邪症状がない場合 | | 出勤可能 | | | | | | | | | | | | | | | | 7日間は体調の変化に留意し、接触通知のあった日から7日間は ・ハイリスク者（基礎疾患を有する方や高齢者等）との接触 ・ハイリスク施設（病院や高齢者施設等）への訪問 ・不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加 等 感染リスクの高い行動は控える |
| F 会社が社員に自主的な受検を実施する場合 (上記C・D・E以外の理由) | | 出勤しない | 会社の指示により休日取得する必要がある場合は公休 | 結果判明日は出勤しない | 会社指定医療機関による自主検査 | ○ | 出勤しない | 在宅勤務、公休 | PCR検査 抗原検査 | | ○ | | ○ | 陽性 | 出勤しない | 病欠、各、有、連、入 | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合 ・症状あり：発症日（0日とする）10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 ・症状なし：検査を行った日（0日とする）から7日経過 陰性判明後は出勤可能 |
| G 社員の自己都合で受検を実施する場合や、手術・入院の際の予備的検査 (上記A～F以外の理由) | | 出勤しない | 会社の指示により休日取得する必要がある場合は各休、有休、連各、ストック有休 | 結果判明日は出勤しない | 社員の自己都合による検査 手術・入院の際の予備的検査 | ○ | 出勤しない | 各休、有休、連各、ストック有休、休業手当 | PCR検査 抗原検査 | ○ 予備検査 | | ○ 自己都合 | ○ | 陽性 | 出勤しない | 病欠、各、有、連、入 | | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合 ・症状あり：発症日（0日とする）10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 ・症状なし：検査を行った日（0日とする）から7日経過 陰性判明後は出勤可能 |

| ケース | 接種日 | | | | 接種後に体調不良が発生した場合 | | | | | 勤務再開 ※日数は「発症日」または「解熱日および症状消失日」を「0日」としてカウント |
|--------------------------|---|----------------------|---------|-----------------|---------------------------|---------|--------------------|-------------------------------|-------------------------|--|
| | 出勤 | 報告 | 就業扱い | | 報告 | 出勤可否 | 接種翌日が出動日かつ申請があった場合 | 接種翌々日以降の就業扱い | | |
| H 本人が新型コロナワクチンを接種する場合 | 職場の業務運営体制に支障が生じることのないよう、接種日の設定にあたって職場で協力しよう | 出勤する場合かつ本人から申請があった場合 | 所属へ報告する | 遅刻、早退、外出を公用 | ワクチン接種後に「発熱や風邪症状」が認められた場合 | 所属へ報告する | 出勤しない | 公休 ※接種翌日が各休や連各、有休だった場合は対象外 | 各休、有休、連休、ストック有休、休業手当、病欠 | ワクチン接種から96時間以内の発熱であり、気道症状（咳、のどの痛み、呼吸困難、痰が出る、味覚障害、嗅覚障害等）がなく、発症時、過去14日以内に家族以外との会食などのリスク行動がない場合に限り、自然解熱（解熱剤を服用せず37.5℃未満）した段階での就業を可能とする。これらをすべて満たさない場合は、A①へ。 |
| ケース | 接種日 | | | 接種後に体調不良が発生した場合 | | | | | ストック有休の取り扱い | |
| I 家族が新型コロナワクチンを接種する場合 | 家族の接種の付き添いが必要な場合 | 出勤しない場合 | | | 家族の副反応による体調不良時に看護が必要な場合 | | 出勤しない場合 | | 各休、有休、連休、ストック有休 | 家族がワクチン接種後に体調不良となり看病が必要な場合には、ストック有休を接種日を含め3日まで取得可能とする |

II. 取組先P Sの場合（下記のケース以外は、「I. 当社社員の場合」と同様の対応を依頼する。但し、出勤しない場合の就業扱いは取組先判断。）

| ケース | 初期段階 | | | | | 受検～結果判明まで | | | | | | | | 結果判明時 | | | | 勤務再開 ※日数は「発症日」または「解熱日および症状消失日」を「0日」としてカウント |
|--|------|---------------------|------|------|--|-----------|---------------------------------|------|---------------|--------|----|----|-----|-------|------|------|-------|---|
| | 報告 | 出勤可否 | 就業扱い | 休み開始 | 対応 | 報告※2) | 出勤可否 | 就業扱い | 検査種別 | 検査費用負担 | | | | 報告※2) | 検査結果 | 出勤可否 | 就業扱い | |
| | | | | | | | | | | 公費※3) | 当社 | 本人 | 取組先 | | | | | |
| F 取組先が自社P Sに自主的な受検を実施する場合 * 大人数での受検のケースを含む * 無症状の受検でも「陽性」の可能性があると前提に「陽性」が判明した人がその時点で働いているということを絶対に避けること | | 受検前は出勤可 受検後は出勤不可 | | | ・結果判明日は出勤しない (三越伊勢丹においては受検する時から結果判明までの間は日数にかかわらず出勤しない。受検日は受検する時まで出勤可能。) ・結果が17時30分までに判明する医療機関で受検 ・受検者リストを事前提出 | ○ | 結果判明日は出勤しない (陰性が判明した当日の出勤は可) | | PCR検査 抗原検査 | | | | | ○ | ○ | 陽性 | 出勤しない | 保健所または医療機関による指示に従う。 ※指示がない場合は発症後10日経過し、かつ解熱後および症状消失後3日経過 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 陰性 | 出勤する | 陰性が判明した当日の出勤は可 |